

高槻市民間保育所等延長保育事業実施要綱

(目的)

第1条 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない事情があった場合でも、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。こうした需要に対応するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号の認定（以下「保育認定」という。）を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、第27条の特定教育・保育施設又は第29条の特定地域型保育を実施する事業所（以下「保育所等」という。）で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施者)

第2条 事業を実施する者は、市内で保育所等を設置運営している事業者とする。

(事業の内容)

第3条 保育認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き必要な保育を確保する。

2 対象となる事業は、以下のとおりとする。

- (1) 短時間認定延長保育（短時間認定児（子ども・子育て支援法第20条第3項の保育の必要量が短時間で認定された者をいう。以下同じ。）に対し、保育所等の開所時間（標準認定児（子ども・子育て支援法第20条第3項の保育の必要量が標準時間で認定された者をいう。以下同じ。）の処遇を行う時間をいう。以下同じ。）内で各保育所等が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて実施する延長保育をいう。以下同じ。）
- (2) 標準時間認定延長保育（保育所等の開所時間を超えて行う延長保育をいう。以下同じ。）

(事業の実施)

第4条 事業の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 実施場所

ア 本市以外が設置する保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所（子ども・子育て支援法第7条第7項の小規模保育を実施する事業所をいう。以下同じ。）及び事業所内保育事業所（子ども・子育て支援法第7条第9項の事業所内保育を実施する事業所をいう。以下同じ。）

イ その他市長が特に必要と認める施設

(2) 対象児童

ア 市内に住所を有する保育認定を受けた児童で、民間保育所等、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を利用する児童

イ その他市長が特に必要と認める児童

(3) 職員配置

配置する職員は、アからカの各類型において次のとおりとする。また、配置する職員の数（以下、「基準配置」という。）は、乳児概ね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児概ね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児概

ね 15人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね25人につき1人以上とする。

ただし、保育士等の配置の状況に鑑み、延長保育の実施に支障を及ぼすおそれがあるときは、経過措置として当分の間、3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1名以上として差し支えないこととする。

なお、保健師、看護師及び准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市町村長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者については、次に掲げるア、イ及びエに限り、高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第45号）に準じて保育士として配置することができることとする。

ア 民間保育所等

基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

イ 小規模保育事業（A型）

基準配置により保育士を配置すること。

ウ 小規模保育事業（B型）

保育士その他の保育に従事する職員（高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第45号）に定める市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「その他の保育従事者」という。））を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を1/2以上とする。

エ 事業所内保育事業（定員20人以上）

基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることができない。なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

オ 事業所内保育事業（定員19人以下・A型）

基準配置により保育士を配置すること。

カ 事業所内保育事業（定員19人以下・B型）

保育士その他の保育従事者を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を1/2以上とする。

（4）実施要件

ア 短時間認定延長保育にかかる実施要件は次の（ア）から（エ）のとおりとする。

（ア）1時間延長

開所時間内で、各保育所等が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が1人以上いること。

（イ）2時間延長

開所時間内で、各保育所等が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いる

こと。

(ウ) 3時間延長

開所時間内で、各保育所等が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

(エ) 開所時間を超えた延長

第4条第4号イに定める標準時間認定延長保育と同様の取り扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定児と合算して算出すること。

イ 標準時間認定延長保育（ウを除く）にかかる実施要件は次の（ア）から（エ）のとおりとする。

(ア) 1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。

(イ) 2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。

(ウ) 3時間以上の延長

(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

(エ) 30分延長

上記（ア）から（ウ）に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

ウ 標準時間認定延長保育（小規模保育事業及び事業所内保育事業（定員19名以下））にかかる実施要件は次の（ア）から（エ）のとおりとする。

(ア) 1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が2人以上いること。

(イ) 2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

(ウ) 3時間以上の延長

(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることとする。

(エ) 30分延長

上記（ア）から（ウ）に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

(注1) 上記アからウにおいて、各保育所等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することとはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。

ただし、上記アにおいて、各保育所等が設定した短時間認定児の保育を行う時間

上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。

(注2) 上記アからウの各(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。

また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

(補助金)

第5条 事業を実施した事業者に対し、高槻市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づき支払うものとする。

(利用料)

第6条 事業者は、事業を利用する児童の保護者(以下「利用者」という。)に対し、保護者負担金を求めることができる。ただし、事業の利用申込時に利用者に対し、金額等について説明すること。

(利用手続き)

第7条 事業者は、各保育所等で定める書類により事業の利用手続きを行うものとする。ただし、事業の実施状況等に関する書類を整備しておくこと。

(利用児童数の報告)

第8条 事業者は、利用児童数について、別紙1及び別紙2により毎月翌月10日までに所管課に報告すること。

(留意事項)

第9条 事業者は、以下の点に留意すること。

- (1) 事業を利用する児童の健康状態の把握に努めること。
- (2) 事業を利用する児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (3) 日々の児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。
- (4) 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知)」に従い、必要に応じて速やかに報告すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 高槻市民間保育所延長保育事業実施要綱(平成18年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行し、平成29年11月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月 1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。